5　道路利用調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　道路の行政監督に関する事務で道路の利用に関する特定事項に関すること。
二　高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道の開発道路の利用に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
（鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官）
第八十五条　施設課に、鉄道防災対策室並びに鉄道イノベーション推進官、地下施設安全企画調整官及び環境対策調整官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（削る）
（削る）
4　鉄道イノベーション推進官は、命を受けて、鉄道等の用に供する施設の整備に関する技術革新の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（道路局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5　（略）
6　環境対策調整官は、命を受けて、鉄道等の整備及び運行に関連する環境対策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官及び災害物流対策官）
第八十六条の二　物流政策課に、国際物流室並びに物流革新推進官、次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官及び災害物流対策官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　物流革新推進官は、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する革新的な施策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
5～8　（略）
（港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官）
第百十条の二　港湾経済課に、港湾物流戦略室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官、特定港湾運営会社指導官及び港湾情報化企画調整官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（削る）
（削る）
4～8　（略）
9　港湾情報化企画調整官は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）
（鉄道防災対策室及び環境対策室並びに地下施設安全企画調整官）
第八十五条　施設課に、鉄道防災対策室及び環境対策室並びに地下施設安全企画調整官一人を置く。
2・3　（略）
4　環境対策室は、鉄道等の整備及び運行に関連する環境対策に関する事務をつかさどる。
5　環境対策室に、室長を置く。
（新設）
6　（略）
（新設）
（国際物流室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官及び災害物流対策官）
第八十六条の二　物流政策課に、国際物流室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官及び災害物流対策官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（新設）
4～7　（略）
（港湾物流戦略室及び港湾情報化企画室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び特定港湾運営会社指導官）
第百十条の二　港湾経済課に、港湾物流戦略室及び港湾情報化企画室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び特定港湾運営会社指導官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　港湾情報化企画室は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する事務をつかさどる。
5　港湾情報化企画室に、室長を置く。
6～10　（略）
（新設）